

栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進によるスポーツツーリズムの普及や県内外の交流人口の拡大を通じた地域活性化を図るために、県内でスポーツ大会等を開催する団体に対して、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等、一定の規定を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (2) 明確な会計処理を実施していること、又は実施できると認められること。
- (3) 補助事業の実施期間中に事業が完遂できると認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。
 - (1) 暴力団(栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - (2) 暴力団員(排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)を含む者
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む者
 - (4) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
 - (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (6) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるスポーツ大会等とは、次に掲げる全ての要件に該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるものとし、1補助事業者につき1実施期間中1度限りとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人栃木県スポーツ協会、一般社団法人栃木県レクリエーション協会又は日本パラリンピック委員会のいずれかに加盟する特定の競技に関する団体が対象とするスポーツに関する大会又はイベントであるもの
- (2) 栃木県を主たる会場として開催されるもの
- (3) 栃木県スポーツコミッショングの誘致・相談活動により開催されるもの
- (4) 栃木県スポーツコミッショングの活動に協力できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの。(ただし、国又は地方公共団体が他の団体と実行委員会等の組織を設立し、共催の上実施するものを除く。)
- (2) 既に栃木県内で開催された実績があり、以後も継続的に開催されると認められるもの
- (3) 本制度とは別に栃木県から補助金等の交付を受けるもの
- (4) 開催順序が予め定められており、栃木県の開催順となり実施されるもの
- (5) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (6) 興業又は特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (7) 暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの
- (8) 目的が公序良俗に反するもの

(事業の実施期間)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、この要綱の趣旨に合致するスポーツ大会等を実施するために、直接必要となる経費（消費税及び地方消費税を除く）（以下「補助対象経費」という。）で、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項において、別表2に掲げる経費については、補助金の交付の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）とする。
- 3 経費の取扱いについては、補助事業者が第三者に業務委託した場合についても同様とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費総額の2分の1を乗じて得た額の範囲内で、別表3に定める補助区分のうちいずれかの基準人数に応じた額を交付限度額とする。ただし、スポーツ大会等を開催した結果、参加人数又は観客人数が申請した基準人数に満たなかった場合は、開催結果に応じた基準人数の区分へ変更するものとし、同表に規定する基準人数の最低基準に満たなかった場合は、補助金の交付の対象外とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定は、荒天等やむを得ない理由により、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において準用する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付申請書	別記様式第1号	1	1 事業計画書 2 事業収支予算書 3 団体の概要 4 共同体構成員表 5 誓約書 6 その他知事が必	別記様式第2号 別記様式第3号 別記様式第4号 別記様式第5号 別記様式第6号	1 1 1 1 1	知事が別に定める日

		要と認める書類		
2	補助事業者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。			

（交付の条件）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第 9 条で定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第 7 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

（軽微な変更）

第 9 条 前条第 1 項第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の主体、大会等名称、実施期間及び補助区分の変更
- (2) 補助金交付申請額の増額又は 20 パーセント以上の減額
- (3) 補助事業に要する経費間の 20 パーセント以上の金額の変更

（状況報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、隨時に知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金実績報告書	別記様式第 8 号	1	1 事業結果報告書 2 事業収支決算書 3 参加者・観客数証明書 4 領収書等貼付台紙 5 その他知事が必要と認める	別記様式第 9 号 別記様式第 10 号 別記様式第 11 号 別記様式第 12 号	1 1 1 1	事業が完了した日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

書類					
2 第7条第2項ただし書の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。					

(交付の請求)

第12条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付請求書	別記様式第13号	1	1 交付決定通知書の写し 2 交付額確定通知書の写し 3 その他知事が必要と認める書類	1 1 1	知事が別に定める日

(概算払)

第13条 規則第19条の規定により概算払が可能な場合は、知事が別に定めるものとし、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金概算払請求書	別記様式第14号	1	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果の通知書の写し 3 その他知事が必要と認める書類	1 1 1	知事が別に定める日

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第7条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が第11条の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第15号により速やかに報告し、補助金の返還が必要となった場合には、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）により取得し又は効用が増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助事業の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならぬ。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県スポーツコミッショナ設立の日前においては、第3条第1項中「栃木県スポーツコミッショナ」とあるのは「栃木県」と読み替えるものとする。

3 令和5年度の事業の実施期間は、第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和6年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

[別表 1] 補助対象経費

経費区分	説明
会場設営費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、器具使用費等
賃金	作業員賃金等、臨時に雇用する者に支払う費用等
旅費	交通費、宿泊費等
報償費	審判謝金、競技運営に必要な監視員謝金など、個人に対して支払う謝金等
広告費	広告宣伝費、立看板費等
印刷製本費	事業実施に必要となる印刷や製本に要する費用
消耗品費	材料費、事務用品費等、事業実施に必要となる消耗品費
会議費	会議に要する会場使用料等
委託費	設営委託費、音響委託費、警備委託費等
保険料	運営スタッフ等に係る傷害保険料、賠償責任保険料等
運送費	競技備品運搬費等事業に必要な物品等の運送料等
食料費	事業実施に必要となる食料費
その他	その他知事が特に事業実施に要すると認める経費

[別表 2] 補助対象外経費

経費区分	説明
団体運営経費	団体の運営に要する職員人件費、光熱水費、電話代等
社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費	接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティーに係る経費等、旅費における特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）等
その他経費	ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等、その他知事が不適当であると認める経費

[別表 3] 交付限度額

補助区分	基準人数	補助対象経費	交付限度額	
			国内大会	国際大会
参加者割	400 人以上	別表 1 に掲げる経費	500 千円	700 千円
	600 人以上		800 千円	1,000 千円
	1,000 人以上		1,500 千円	2,000 千円
観客割	2,000 人以上	別表 1 に掲げる経費	700 千円	1,200 千円
	3,000 人以上		1,000 千円	1,800 千円
	5,000 人以上		2,000 千円	3,500 千円

備考

- 1 国際大会とは、日本を含む 2 カ国以上の国又は地域が参加する大会をいい、国内大会とは国際大会以外の大会をいう。
- 2 交付限度額は上表の補助区分のうち、いずれか高い額とする。